

## 平成26年度大阪市一般会計補正予算

平成26年度大阪市一般会計の補正予算（第5回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 26,794千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,690,971,322千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

## 第1表 歳入歳出予算補正

## 歳 入

## (第2部)

| 款      | 項     | 補正前の額           | 補正額          | 計               |
|--------|-------|-----------------|--------------|-----------------|
| 8府支出金  |       | 千円<br>8,769,930 | 千円<br>26,794 | 千円<br>8,796,724 |
|        | 1府補助金 | 8,657,166       | 26,794       | 8,683,960       |
| 第2部歳入計 |       | 433,839,775     | 26,794       | 433,866,569     |
| 歳入合計   |       | 1,690,944,528   | 26,794       | 1,690,971,322   |

## 歳 出

## (第2部)

| 款      | 項          | 補正前の額            | 補正額          | 計                |
|--------|------------|------------------|--------------|------------------|
| 1総務事業費 |            | 千円<br>15,180,238 | 千円<br>26,794 | 千円<br>15,207,032 |
|        | 2市民利用施設整備費 | 2,801,379        | 26,794       | 2,828,173        |
| 第2部歳出計 |            | 396,110,050      | 26,794       | 396,136,844      |
| 歳出合計   |            | 1,690,944,528    | 26,794       | 1,690,971,322    |

## 第2表 債務負担行為補正

| 事 項      | 期 間  | 限 度 額   |               |
|----------|------|---------|---------------|
|          |      | 補正前     | 補正後           |
| 地域人づくり事業 | 27年度 | 千円<br>— | 千円<br>369,000 |

## 平成 26 年度大阪市一般会計補正予算

平成 26 年度大阪市一般会計の補正予算（第 6 回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 663,154 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,691,634,476 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

## 第 1 表 歳入歳出予算補正

## 歳 入

## (第 2 部)

| 款           | 項         | 補正前の額           | 補 正 額         | 計               |
|-------------|-----------|-----------------|---------------|-----------------|
| 8 府 支 出 金   |           | 千円<br>8,796,724 | 千円<br>663,154 | 千円<br>9,459,878 |
|             | 3 府・交 付 金 | 0               | 663,154       | 663,154         |
| 第 2 部 歳 入 計 |           | 433,866,569     | 663,154       | 434,529,723     |
| 歳 入 合 計     |           | 1,690,971,322   | 663,154       | 1,691,634,476   |

## 歳 出

## (第 2 部)

| 款           | 項       | 補正前の額         | 補 正 額         | 計             |
|-------------|---------|---------------|---------------|---------------|
| 13 選 挙 費    |         | 千円<br>232,770 | 千円<br>663,154 | 千円<br>895,924 |
|             | 1 選 挙 費 | 232,770       | 663,154       | 895,924       |
| 第 2 部 歳 出 計 |         | 396,136,844   | 663,154       | 396,799,998   |
| 歳 出 合 計     |         | 1,690,971,322 | 663,154       | 1,691,634,476 |

(財政局財務部財務課)

**大阪市告示第1674号**

次のとおり落札者等について公示する。

平成26年12月12日

大阪市長 橋 下 徹

[掲載順序]

◎契約担当（所在地）

①調達件名、数量（予定数量）及び調達方法 ②契約方式 ③落札決定日（随意契約の場合は契約相手方を決定した日） ④落札者（随意契約の場合は契約相手方） ⑤落札金額（随意契約の場合は契約金額） ⑥入札公告日又は公示日 ⑦随意契約の場合はその理由

◎契約管財局契約部契約課物品契約グループ（大阪市港区弁天1丁目2番1 - 1300号）

①生活保護版レセプト管理システム用端末機器等 長期借入 一式 ②一般 ③26. 10. 1 ④日立キャピタル（株） 法人事業本部関西法人支店 大阪市西区靱本町1 - 11 - 7 信濃橋三井ビルディング ⑤16, 368, 480円 ⑥26. 8. 1

①平成26年度 庁内情報利用パソコン等機器（行政委員会事務局） 一式 長期借入 ②一般 ③26. 10. 24 ④リコーリース（株） 関西支社 大阪市北区堂島浜2 - 2 - 28堂島アクシスビル ⑤3, 289, 890円 ⑥26. 8. 22

①平成26年度 庁内情報利用パソコン等機器（都市整備局） 一式 長期借入 ②一般 ③26. 10. 24 ④リコーリース（株） 関西支社 大阪市北区堂島浜2 - 2 - 28堂島アクシスビル ⑤15, 169, 064円 ⑥26. 8. 22

①平成26年度 庁内情報利用パソコン等機器（中央卸売市場） 一式 長期借入 ②一般 ③26. 10. 24 ④リコーリース（株） 関西支社 大阪市北区堂島浜2 - 2 - 28堂島アクシスビル ⑤2, 542, 997円 ⑥26. 8. 22

①平成26年度 庁内情報利用パソコン等機器（市政改革室） 一式 長期借入 ②一般 ③26. 10. 24 ④リコーリース（株） 関西支社 大阪市北区堂島浜2 - 2 - 28堂島アクシスビル ⑤1, 573, 812円 ⑥26. 8. 22

①平成26年度 庁内情報利用パソコン等機器（健康局） 一式 長期借入 ②一般 ③26. 10. 24 ④リコーリース（株） 関西支社 大阪市北区堂島浜2 - 2 - 28堂島アクシスビル ⑤9, 060, 536円 ⑥26. 8. 22

①平成26年度 庁内情報利用パソコン等機器（都市計画局） 一式 長期借入 ②一般 ③26. 10. 24 ④リコーリース（株） 関西支社 大阪市北区堂島浜2 - 2 - 28堂島アクシスビル ⑤2, 943, 118円 ⑥26. 8. 22

①平成26年度 庁内情報利用パソコン等機器（契約管財局） 一式 長期借入 ②一般 ③26. 10. 24 ④リコーリース（株） 関西支社 大阪市北区堂島浜2 - 2 - 28堂島アクシスビル ⑤8, 553, 716円 ⑥26. 8. 22

①平成26年度 庁内情報利用パソコン等機器（財政局財務部） 一式 長期借入 ②一般 ③26. 10. 24 ④リコーリース（株） 関西支社 大阪市北区堂島浜2 - 2 - 28堂島アクシスビル ⑤3, 698, 903円 ⑥26. 8. 22

- ①平成26年度 庁内情報利用パソコン等機器（市民局） 一式 長期借入  
②一般 ③26.10.24 ④リコーリース（株） 関西支社 大阪市北区堂島浜  
2 - 2 - 28堂島アクシスビル ⑤4,890,378円 ⑥26.8.22
- ①平成26年度 庁内情報利用パソコン等機器（総務局）（1） 一式 長期借入  
②一般 ③26.10.24 ④リコーリース（株） 関西支社 大阪市北区堂  
島浜2 - 2 - 28堂島アクシスビル ⑤6,553,107円 ⑥26.8.22
- ①平成26年度 庁内情報利用パソコン等機器（人事室） 一式 長期借入  
②一般 ③26.10.24 ④リコーリース（株） 関西支社 大阪市北区堂島浜  
2 - 2 - 28堂島アクシスビル ⑤6,837,637円 ⑥26.8.22
- ①平成26年度 庁内情報利用パソコン等機器（政策企画室） 一式 長期借入  
②一般 ③26.10.24 ④リコーリース（株） 関西支社 大阪市北区堂  
島浜2 - 2 - 28堂島アクシスビル ⑤2,187,332円 ⑥26.8.22
- ①平成26年度 庁内情報利用パソコン等機器（こども青少年局） 一式 長  
期借入 ②一般 ③26.10.24 ④リコーリース（株） 関西支社 大阪市北  
区堂島浜2 - 2 - 28堂島アクシスビル ⑤17,809,876円 ⑥26.8.22
- ①平成26年度 庁内情報利用パソコン等機器（東住吉区役所） 一式 長期  
借入 ②一般 ③26.10.31 ④富士通リース（株） 関西支店 大阪市中央  
区城見2 - 2 - 53 ⑤1,541,462円 ⑥26.8.22
- ①平成26年度 庁内情報利用パソコン等機器（住吉区役所） 一式 長期借  
入 ②一般 ③26.10.31 ④富士通リース（株） 関西支店 大阪市中央区  
城見2 - 2 - 53 ⑤2,076,917円 ⑥26.8.22
- ①平成26年度 庁内情報利用パソコン等機器（大正区役所） 一式 長期借  
入 ②一般 ③26.10.31 ④富士通リース（株） 関西支店 大阪市中央区  
城見2 - 2 - 53 ⑤1,249,395円 ⑥26.8.22
- ①平成26年度 庁内情報利用パソコン等機器（都島区役所） 一式 長期借  
入 ②一般 ③26.10.31 ④富士通リース（株） 関西支店 大阪市中央区  
城見2 - 2 - 53 ⑤3,861,768円 ⑥26.8.22
- ①平成26年度 庁内情報利用パソコン等機器（教育委員会事務局） 一式  
長期借入 ②一般 ③26.10.31 ④富士通リース（株） 関西支店 大阪市  
中央区城見2 - 2 - 53 ⑤31,478,284円 ⑥26.8.22
- ①平成26年度 庁内情報利用パソコン等機器（消防局） 一式 長期借入  
②一般 ③26.10.31 ④富士通リース（株） 関西支店 大阪市中央区城見  
2 - 2 - 53 ⑤31,478,284円 ⑥26.8.22
- ①平成26年度 庁内情報利用パソコン等機器（建設局） 一式 長期借入  
②一般 ③26.10.31 ④富士通リース（株） 関西支店 大阪市中央区城見  
2 - 2 - 53 ⑤30,748,118円 ⑥26.8.22
- ①平成26年度 庁内情報利用パソコン等機器（西成区役所） 一式 長期借  
入 ②一般 ③26.10.31 ④富士通リース（株） 関西支店 大阪市中央区  
城見2 - 2 - 53 ⑤1,703,721円 ⑥26.8.22
- ①平成26年度 庁内情報利用パソコン等機器（福祉局） 一式 長期借入

②一般 ③26. 10. 31 ④富士通リース（株） 関西支店 大阪市中央区城見  
2 - 2 - 53 ⑤34, 398, 961円 ⑥26. 8. 22

①平成26年度 庁内情報利用パソコン等機器（経済戦略局） 一式 長期借  
入 ②一般 ③26. 10. 31 ④富士通リース（株） 関西支店 大阪市中央区  
城見 2 - 2 - 53 ⑤21, 791, 410円 ⑥26. 8. 22

（契約管財局契約部契約課）

### 大阪市告示第1675号

次のとおり落札者等について公示する。

平成26年12月12日

大阪市長 橋 下 徹

〔掲載順序〕

◎契約担当（所在地）

①調達件名、数量（予定数量）及び調達方法 ②契約方式 ③落札決定日（随  
意契約の場合は契約相手方を決定した日） ④落札者（随意契約の場合は契  
約相手方） ⑤落札金額（随意契約の場合は契約金額） ⑥入札公告日又は  
公示日 ⑦随意契約の場合はその理由

◎会計室会計企画担当（大阪市北区中之島1丁目3番20号）

①平成26年度 庁内情報利用パソコン等機器（会計室） 一式 長期借入  
②一般 ③26. 10. 24 ④リコーリース（株） 関西支社 大阪市北区堂島浜  
2 - 2 - 28堂島アクシスビル ⑤257, 856円 ⑥26. 8. 22

（会計室会計企画担当）

### 大阪市告示第1676号

次のとおり落札者等について公示する。

平成26年12月12日

大阪市長 橋 下 徹

〔掲載順序〕

◎契約担当（所在地）

①調達件名、数量（予定数量）及び調達方法 ②契約方式 ③落札決定日（随  
意契約の場合は契約相手方を決定した日） ④落札者（随意契約の場合は契  
約相手方） ⑤落札金額（随意契約の場合は契約金額） ⑥入札公告日又は  
公示日 ⑦随意契約の場合はその理由

◎此花区役所総務課（大阪市此花区春日出北1丁目8番4号）

①平成26年度 庁内情報利用パソコン等機器（此花区役所） 一式 長期借  
入 ②一般 ③26. 10. 31 ④富士通リース（株） 関西支店 大阪市中央区

城見 2 - 2 - 53 ⑤97,355円 ⑥26. 8. 22

(此花区役所総務課)

### 大阪市告示第1677号

次のとおり落札者等について公示する。

平成26年12月12日

大阪市長 橋 下 徹

[掲載順序]

#### ◎契約担当（所在地）

①調達件名、数量（予定数量）及び調達方法 ②契約方式 ③落札決定日（随意契約の場合は契約相手方を決定した日） ④落札者（随意契約の場合は契約相手方） ⑤落札金額（随意契約の場合は契約金額） ⑥入札公告日又は公示日 ⑦随意契約の場合はその理由

#### ◎天王寺区役所企画総務課（大阪市天王寺区真法院町20番33号）

①平成26年度 庁内情報利用パソコン等機器（天王寺区役所） 一式 長期借入 ②一般 ③26. 10. 31 ④富士通リース（株） 関西支店 大阪市中央区城見 2 - 2 - 53 ⑤194,711円 ⑥26. 8. 22

(天王寺区役所企画総務課)

### 大阪市告示第1678号

次のとおり落札者等について公示する。

平成26年12月12日

大阪市長 橋 下 徹

[掲載順序]

#### ◎契約担当（所在地）

①調達件名、数量（予定数量）及び調達方法 ②契約方式 ③落札決定日（随意契約の場合は契約相手方を決定した日） ④落札者（随意契約の場合は契約相手方） ⑤落札金額（随意契約の場合は契約金額） ⑥入札公告日又は公示日 ⑦随意契約の場合はその理由

#### ◎東成区役所総務課（大阪市東成区大今里西2丁目8番4号）

①平成26年度 庁内情報利用パソコン等機器（東成区役所） 一式 長期借入 ②一般 ③26. 10. 31 ④富士通リース（株） 関西支店 大阪市中央区城見 2 - 2 - 53 ⑤97,355円 ⑥26. 8. 22

(東成区役所総務課)

**大阪市告示第1679号**

次のとおり落札者等について公示する。

平成26年12月12日

大阪市長 橋 下 徹

[掲載順序]

◎契約担当（所在地）

①調達件名、数量（予定数量）及び調達方法 ②契約方式 ③落札決定日（随意契約の場合は契約相手方を決定した日） ④落札者（随意契約の場合は契約相手方） ⑤落札金額（随意契約の場合は契約金額） ⑥入札公告日又は公示日 ⑦随意契約の場合はその理由

◎平野区役所総務課（大阪市平野区背戸口3丁目8番19号）

①平成26年度 庁内情報利用パソコン等機器（平野区役所） 一式 長期借入 ②一般 ③26.10.31 ④富士通リース（株） 関西支店 大阪市中央区城見2-2-53 ⑤97,355円 ⑥26.8.22

（平野区役所総務課）

**大阪市告示第1680号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定に基づき許可した開発行為に関する工事が完了し、同法第36条第2項の規定による検査の結果適合していたので、同条第3項の規定により、次のとおり告示する。

平成26年12月12日

大阪市長 橋 下 徹

1 許可番号

平成26年10月22日 大阪市指令都計（開）第52号

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

大阪市住吉区南住吉1丁目50番1の一部

3 許可を受けた者の住所及び氏名

大阪市住吉区南住吉1丁目1番6号

有限会社甲信建設

取締役 志村 信太郎

4 新たに設置された公共施設

| 公共施設<br>の種類 | 概要     |         | 管理者 | 用地の<br>帰属 | 摘 要        |
|-------------|--------|---------|-----|-----------|------------|
|             | 幅員（管径） | 延長      |     |           |            |
| 道路          | 4.000m | 17.450m | 開発者 | 開発者       | すみ切り2ヵ所含む。 |



|     |         |        |     |   |                            |
|-----|---------|--------|-----|---|----------------------------|
| 下水道 | D=150mm | 3.400m | 大阪市 | — | 集水ますⅠ型<br>インバート付1ヵ所<br>新設工 |
| 下水道 | D=200mm | 0.500m | 大阪市 | — | 集水ますⅠ型<br>インバート付1ヵ所<br>新設工 |

## 5 廃止された公共施設

| 公共施設<br>の種類 | 概要      |        | 管理者 | 用地の<br>帰属 | 摘 要              |
|-------------|---------|--------|-----|-----------|------------------|
|             | 幅員（管径）  | 延長     |     |           |                  |
| 下水道         | D=200mm | 0.300m | 大阪市 | —         | 集水ますⅠ型1ヵ所<br>撤去工 |

なお、関係図書は大阪市都市計画局開発調整部開発誘導課において閲覧することができる。

（都市計画局開発調整部開発誘導課）

### 大阪市告示第1681号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条第1項の規定により、一の敷地とみなすこと等による制限の緩和について認定したので、同条第6項の規定により次のとおり公告する。

なお、その関係図書は、大阪市都市計画局建築指導部建築企画課において一般の縦覧に供する。

平成26年12月12日

大阪市長 橋 下 徹

- ・ 認定年月日及び認定番号  
平成26年12月2日 第347号

- ・ 認定区域の名称  
桜ノ宮駅前団地

- ・ 認定区域の位置  
大阪市都島区中野町五丁目1番4の一部

（都市計画局建築指導部建築企画課）

### 大阪市告示第1682号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされた生活保護法第50条の2の



規定により、指定医療機関から変更の届出があったので、生活保護法第55条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項の規定によりその例によることとされた生活保護法第55条の2の規定により告示する。

平成26年12月12日

大阪市長 橋 下 徹

①名称 ②所在地 ③変更年月日

①（旧）：大阪発達総合療育センター訪問看護ステーション （新）：大阪発達総合療育センター訪問看護ステーションめぐみ ②（旧）：大阪市東住吉区山坂5丁目11番21号 （新）：大阪市東住吉区山坂5丁目9番16号 ③平成26年4月1日

（福祉局生活福祉部保護課）

#### 大阪市告示第1683号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされた生活保護法第50条の2の規定により、指定医療機関から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項の規定によりその例によることとされた生活保護法第55条の2の規定により告示する。

平成26年12月12日

大阪市長 橋 下 徹

①名称 ②所在地 ③廃止年月日

①北田医院訪問看護ステーション ②大阪市城東区放出西2丁目18番11号 ③平成20年6月1日

（福祉局生活福祉部保護課）

#### 大阪市告示第1684号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされた生活保護法第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関から変更の届出があったので、生活保護法第55条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項の規定によりその例によることとされた生活保護法第

55条の2の規定により告示する。

平成26年12月12日

大阪市長 橋 下 徹

①名称 ②所在地 ③介護機関種別（変更年月日）

①訪問介護事業所 さくらんぼ ②（旧）：大阪市福島区海老江7丁目22番22-201号 （新）：大阪市福島区海老江5丁目7番5号 ③訪問介護（平成26年5月1日） 介護予防訪問介護（平成26年5月1日）

①ケアマネステーションイケアセンター住吉 ②（旧）：大阪市住吉区墨江2丁目3番65号 （新）：大阪市住吉区墨江2丁目3番56号 ③居宅介護支援（平成25年5月1日）

①ヘルパーステーションイケアセンター住吉 ②（旧）：大阪市住吉区墨江2丁目3番65号 （新）：大阪市住吉区墨江2丁目3番56号 ③訪問介護（平成25年5月1日） 介護予防訪問介護（平成25年5月1日）

①大阪発達総合療育センター訪問看護ステーションめぐみ ②（旧）：大阪市東住吉区山坂5丁目11番21号 （新）：大阪市東住吉区山坂5丁目9番16号

③訪問看護（平成26年4月1日）

（福祉局生活福祉部保護課）

#### 大阪市告示第1685号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされた生活保護法第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項の規定によりその例によることとされた生活保護法第55条の2の規定により告示する。

平成26年12月12日

大阪市長 橋 下 徹

①名称 ②所在地 ③介護機関種別（廃止年月日）

①福永記念診療所 ②大阪市城東区中央1丁目9番33号 ③居宅療養管理指導（平成26年5月1日） 介護予防居宅療養管理指導（平成26年5月1日）

（福祉局生活福祉部保護課）

#### 大阪市告示第1686号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第50条の

2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされた生活保護法第55条において準用する同法第50条の2の規定により、指定施術者から変更の届出があったので、生活保護法第55条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項の規定によりその例によることとされた生活保護法第55条の2の規定により告示する。

平成26年12月12日

大阪市長 橋 下 徹

①施術者名 ②施術所名 ③所在地 ④変更年月日

①福岡 勝 ②福岡治療院 ③大阪市住吉区我孫子東2丁目9番8-316号

④平成26年4月1日

（福祉局生活福祉部保護課）

#### 大阪市告示第1687号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされた生活保護法第55条において準用する同法第50条の2の規定により、指定施術者から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項の規定によりその例によることとされた生活保護法第55条の2の規定により告示する。

平成26年12月12日

大阪市長 橋 下 徹

①施術者名 ②施術所名 ③所在地 ④廃止年月日

①安井 淳平 ②おがわ鍼灸院 ③大阪市旭区清水2丁目11番17号 ④平成26年6月30日

（福祉局生活福祉部保護課）

#### 大阪市告示第1688号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、医療機関（更生医療・育成医療）を指定したので、同法第69条第1号の規定により、次のとおり告示する。

平成26年12月12日

大阪市長 橋 下 徹

①名称 ②所在地 ③担当しようとする医療の種類 ④主たる医師の氏名 ⑤  
指定年月日

①透析クリニック大正橋 ②浪速区幸町三丁目8-18 6階 ③腎臓 ④杉浦  
清史 ⑤平成26年8月1日

①大阪市立十三市民病院 ②淀川区野中北二丁目12-27 ③眼科 ④森脇 光  
康 ⑤平成26年10月1日

①大阪市立十三市民病院 ②淀川区野中北二丁目12-27 ③整形外科 ④田中  
亨 ⑤平成26年10月1日

(大阪市立心身障がい者リハビリテーションセンター相談課)

### 大阪市告示第1689号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、医療機関（更生医療・育成医療）を指定したので、同法第69条第1号の規定により、次のとおり告示する。

平成26年12月12日

大阪市長 橋 下 徹

①名称 ②所在地 ③担当しようとする医療の種類 ④指定年月日

①あだち薬局 ②天王寺区生玉前町2-9 ③調剤 ④平成26年11月1日

①あおぞら薬局 三国店 ②淀川区西三国一丁目3-29 1F ③調剤 ④平  
成26年11月1日

①たけのこ薬局 野江店 ②城東区野江三丁目27-29 1F ③調剤 ④平成  
26年11月1日

①シンバシ薬局 鶴見店 ②鶴見区諸口六丁目1-13 ③調剤 ④平成26年11  
月1日

①センター薬局 ②阿倍野区旭町一丁目2-7 あべのメディックス 110号  
③調剤 ④平成26年9月1日

①サポート薬局 ②浪速区浪速東三丁目9-1 ③調剤 ④平成26年11月1日

①松井薬局 ②東成区東小橋三丁目19-26 ③調剤 ④平成26年7月1日

①ひまわり薬局 ②西淀川区柏里一丁目14-8 1階 ③調剤 ④平成26年10  
月1日

①ひまわり薬局 ②平野区長吉川辺三丁目2-40 1階 ③調剤 ④平成26年  
10月1日

(大阪市立心身障がい者リハビリテーションセンター相談課)

### 大阪市告示第1690号

道路法（昭和27年法律第180号）第71条第3項の規定により、次のとおり公

告する。

平成26年12月12日

大阪市長 橋 下 徹

次の道路上にある物件（現場において除却勧告書をはっている物件）は、道路法第43条の規定に違反するので、平成26年12月26日までに除却されたい。

その日までに除却されない場合は、市長又はその命じた者若しくは委任した者が除却する。

| 路 線 名         | 除 却 実 施 場 所   | 物 件              |
|---------------|---------------|------------------|
| 天 神 橋 天 王 寺 線 | 天王寺区下寺町1丁目2番先 | 布団、台車等           |
| 巽 横 枕 柳 畑 線   | 生野区巽東3丁目10番先  | 植木鉢              |
| 生 野 区 第 4 号 線 | 生野区鶴橋2丁目18番先  | プラスチック容器、<br>台車等 |

（建設局管理部路政課）

#### 大阪市告示第1691号

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定に基づき、次のように市道の路線を認定する。

その関係図面は、大阪市建設局において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成26年12月12日

大阪市長 橋 下 徹

| 路 線 名               | 起 終 点 点                                      |
|---------------------|----------------------------------------------|
| 城 東 区<br>第2014-01号線 | 城東区東中浜7丁目52番の3地<br>同 区同 7丁目46番の2地<br>(参考図参照) |

（建設局管理部管理課）

#### 大阪市告示第1692号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように市道の区域を決定する。

その関係図面は、大阪市建設局において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成26年12月12日

大阪市長 橋 下 徹

| 路 線 名               | 区 間                                                      | 敷地の<br>幅 員          | 敷地の<br>延 長  |
|---------------------|----------------------------------------------------------|---------------------|-------------|
| 城 東 区<br>第2014-01号線 | 城東区東中浜7丁目<br>52番の3地から<br>同 区同 7丁目<br>46番の2地まで<br>(参考図参照) | m<br>6.40～<br>12.08 | m<br>101.44 |

(建設局管理部管理課)

**大阪市告示第1693号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように市道の区域を変更する。

その関係図面は、大阪市建設局において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成26年12月12日

大阪市長 橋 下 徹

| 路 線 名            | 区 間                                                    | 旧<br>新<br>別 | 敷地の<br>幅 員         | 敷地の<br>延 長 |
|------------------|--------------------------------------------------------|-------------|--------------------|------------|
| 本 町 小 路<br>2 号 線 | 中央区安土町1丁目<br>6番の2地から<br>同 区同 1丁目<br>6番の2地まで<br>(参考図参照) | 旧           | m<br>2.32～<br>2.58 | m<br>32.31 |
|                  |                                                        | 新           | 3.16～<br>3.29      | 32.31      |

(建設局管理課管理部)

**大阪市告示第1694号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のように市道の供用を開始する。

その関係図面は、大阪市建設局において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成26年12月12日

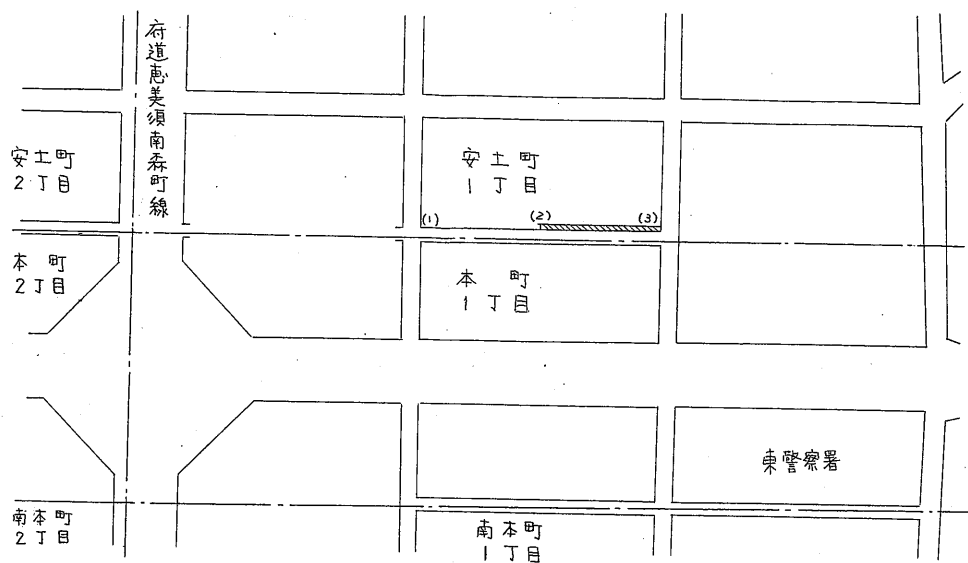
大阪市長 橋 下 徹

| 路 線 名                  | 区 間                                                                 | 供用開始の期日 |
|------------------------|---------------------------------------------------------------------|---------|
| 都 島 区<br>第 9 4 0 1 号 線 | 都島区中野町 5 丁目<br>1 番の497地から<br>同 区同 5 丁目<br>98番地まで<br>(ただし、関係図面に表示する) | 告 示 の 日 |
| 本 町 小 路<br>2 号 線       | 中央区安土町 1 丁目<br>6 番の 2 地から<br>同 区同 1 丁目<br>6 番の 2 地まで<br>(参考図参照)     | 告 示 の 日 |
| 城 東 区<br>第 2014-01 号 線 | 城東区東中浜 7 丁目<br>52番の 3 地から<br>同 区同 7 丁目<br>46番の 2 地まで<br>(参考図参照)     | 告 示 の 日 |
| 住 之 江 区<br>第 6 2 7 号 線 | 住之江区安立 2 丁目<br>76番地から<br>同 区住之江 1 丁目<br>15番の 6 地まで                  | 告 示 の 日 |



# 参考図

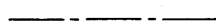
## 中央区



## 凡 例



新たに道路となる部分



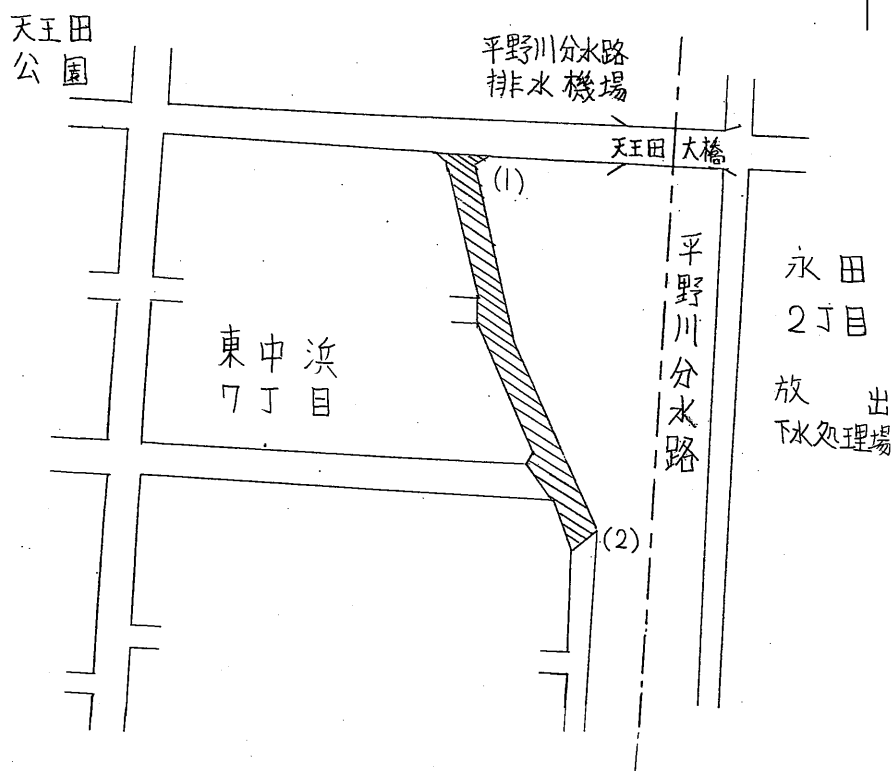
町 丁 界

## 説 明

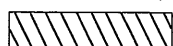
本町小路 2号線 (1) (3) 間のうち (2) (3) 部分を区域変更する。

参考図

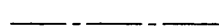
城東区



凡 例



新たに道路となる部分



町 丁 界

説 明

城東区第2014-01号線 (1) (2) 間

(建設局管理部管理課)



**大阪市告示第1695号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のように市道の供用を廃止する。

その関係図面は、大阪市建設局において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成26年12月12日

大阪市長 橋 下 徹

| 路 線 名                  | 区 間                                            | 供用廃止の期日 |
|------------------------|------------------------------------------------|---------|
| 東 淀 川 区<br>第 9 5 9 号 線 | 東淀川区西淡路4丁目<br>178番2地から<br>同 区 同4丁目<br>178番2地まで | 告 示 の 日 |

（建設局管理部管理課）

**大阪市告示第1696号**

次の施設について、大阪市コミュニティ振興施設条例（昭和40年大阪市条例第50号）第5条第2項の規定により読み替えられた同条例第4条第2項の規定に基づき、次のとおり供用時間の変更について承認したので、同条例第5条第2項の規定により読み替えられた同条例第4条第3項の規定に基づき告示する。

平成26年12月12日

大阪市長 橋 下 徹

| 施設名         | 月 日                | 供用時間                                                            |
|-------------|--------------------|-----------------------------------------------------------------|
| 大阪市立北区民センター | 平成26年12月<br>14日（日） | 午後9時30分から午後9時30分を超えて、衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の開票事務及びその関連事務の終了時刻まで |

（北区役所住民自治課）

**大阪市告示第1697号**

大阪市立中央区民センターは、ホール天井改修工事を実施するため、大阪市コミュニティ振興施設条例（昭和40年大阪市条例第50号）第4条第2項の規定に基づき、平成27年8月1日（土）から同年12月28日（月）までの終日において、臨時休館することを承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

平成26年12月12日

大阪市長 橋 下 徹  
(中央区役所市民協働課)

#### 大阪市告示第1698号

大阪市立西区民センターは、平成26年12月14日（日）執行の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の開票所となることから、大阪市コミュニティ振興施設条例（昭和40年大阪市条例第50号）第5条第2項の規定に基づき、選挙開票事務終了時まで、供用時間を延長し、臨時開館するので告示する。

平成26年12月12日

大阪市長 橋 下 徹  
(西区役所市民協働課)

#### 大阪市告示第1699号

大阪市立生野区民センターは、平成26年12月14日（日）執行の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の開票所となることから、大阪市コミュニティ振興施設条例（昭和40年大阪市条例第50号）第5条第2項の規定に基づき、選挙開票事務終了時まで、供用時間を延長し、臨時開館するので告示する。

平成26年12月12日

大阪市長 橋 下 徹  
(生野区役所市民協働課)

#### 大阪市告示第1700号

次の施設について、大阪市コミュニティ振興施設条例（昭和40年大阪市条例第50号）第5条第2項の規定により読み替えられた同条例第4条第2項の規定に基づき、次のとおり供用時間の変更について承認したので、同条例第5条第2項の規定により読み替えられた同条例第4条第3項の規定に基づき告示する。

平成26年12月12日

大阪市長 橋 下 徹

| 施設名         | 月 日            | 供用時間                  |
|-------------|----------------|-----------------------|
| 大阪市立城東区民ホール | 平成26年12月14日（日） | 午前9時30分から開票関係事務終了時刻まで |

(城東区役所市民協働課)

**大阪市告示第1701号**

次の施設について、大阪市コミュニティ振興施設条例（昭和40年大阪市条例第50号）第5条第2項の規定により読み替えられた同条例第4条第2項の規定に基づき、次のとおり供用時間の変更について承認したので、同条例第5条第2項の規定により読み替えられた同条例第4条第3項の規定に基づき告示する。

平成26年12月12日

大阪市長 橋 下 徹

| 施設名          | 月 日                | 供用時間                  |
|--------------|--------------------|-----------------------|
| 大阪市立住吉区民センター | 平成26年12月<br>14日（日） | 午前9時30分から翌午前3時<br>30分 |

（住吉区役所総務課）

**大阪市告示第1701号の2**

次の施設について、大阪市コミュニティ振興施設条例（昭和40年大阪市条例第50号）第5条第2項の規定により読み替えられた同条例第4条第2項の規定に基づき、次のとおり供用時間の変更について承認したので、同条例第5条第2項の規定により読み替えられた同条例第4条第3項の規定に基づき告示する。

平成26年12月12日

大阪市長 橋 下 徹

| 施設名          | 月 日                | 供用時間                          |
|--------------|--------------------|-------------------------------|
| 大阪市立西成区民センター | 平成26年12月<br>14日（日） | 午前9時30分から衆議院議員総選<br>挙開票事務終了まで |

**大阪市告示第1702号**

次の施設について、大阪市立防災センター条例（昭和56年大阪市条例第43号）第4条第2項の規定により、次のとおり休館日の変更を承認したので、同条例第3項の規定により告示する。

平成26年12月12日

大阪市長 橋 下 徹

| 施 設 名         | 変 更 内 容       |
|---------------|---------------|
| 大阪市立阿倍野防災センター | 平成27年1月14日 開館 |

（消防局予防部予防課）

**大阪市告示第1703号**

一般競争入札を執行するので、次のとおり公示する。

平成26年12月12日

大阪市長 橋 下 徹

**1 担当部局**

〒530-8201 大阪市北区中之島1丁目3番20号 大阪市役所3階  
大阪市教育委員会事務局総務部総務課（調達グループ）  
電話 06-6208-9077

**2 入札に付する事項****(1) 役務の名称及び数量**

- ① 平成27年度都島区、中央区、天王寺区、浪速区、旭区、城東区及び鶴見区の大阪市立学校（111校）の産業廃棄物収集運搬業務委託（単価契約）  
約263,200kg
- ② 平成27年度西区、港区、大正区、住之江区、住吉区及び西成区の大阪市立学校（105校）の産業廃棄物収集運搬業務委託（単価契約）  
約206,800kg
- ③ 平成27年度東成区、生野区、阿倍野区、東住吉区及び平野区の大阪市立学校（117校）の産業廃棄物収集運搬業務委託（単価契約）  
約244,400kg
- ④ 平成27年度北区、福島区、此花区、西淀川区、淀川区及び東淀川区の大阪市立学校（111校）の産業廃棄物収集運搬業務委託（単価契約）  
約225,600kg

**(2) 業務委託概要**

入札説明書による。

**(3) 業務委託期間**

平成27年4月1日から平成28年3月31日まで

**(4) 履行場所**

入札説明書による。

**3 入札参加資格**

次に掲げる要件のすべてに該当し、大阪市の入札参加資格審査においてその資格を認められた者は入札に参加することができる。

なお、本市入札参加資格有資格者名簿に登録されていない者は、本市入札参加資格審査申請（以下「資格審査申請」という。）を本市契約管財局契約部契約課業務委託グループ（〒552-0007 大阪市港区弁天1丁目2番1-1300号 オーク200 1番街 13階 電話 06-4395-7145）に行えば、当該審査を行う。ただし、平成26年12月26日（金）までに資格審査申請を行わない場合は、入札に参加することができない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること

- (2) 大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと
- (3) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと
- (4) 平成25・26年度本市入札参加有資格者名簿に業務委託種目「01：建物等各種施設管理－16：廃棄物処理－03：産業廃棄物（収集・運搬）」で登録していること
- (5) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和45年法律第137号）第14条第1項に規定する次にあげる許可を有すること  
大阪府知事の産業廃棄物収集運搬業の許可  
（産業廃棄物の種類：廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、木くず）
- (6) 産業廃棄物管理票について電子マニフェストを使用できること

#### 4 入札説明書等の交付場所等

- (1) 入札説明書等の交付場所及び当該入札に関する問い合わせ先  
大阪市電子入札システム（以下「システム」という。）上及び担当部局（1に同じ）
- (2) 入札説明書等の交付方法  
公示の日から平成26年12月26日（金）までの毎日（ただし、大阪市の休日を定める条例（平成3年大阪市条例第42号）第1条に掲げる本市の休日を除く。）午前9時から午後5時まで（ただし、担当部局（1に同じ）においては午後0時15分から午後1時までを除く。）無償にて交付する。
- (3) 仕様書の交付方法  
公示の日から平成26年12月26日（金）までの毎日（ただし、大阪市の休日を定める条例（平成3年大阪市条例第42号）第1条に掲げる本市の休日を除く。）午前9時から午後5時まで（ただし、担当部局（1に同じ）においては午後0時15分から午後1時までを除く。）無償にて交付する。
- (4) 入札参加申請書等の受付期間  
公示の日から平成26年12月26日（金）までの毎日（ただし、大阪市の休日を定める条例（平成3年大阪市条例第42号）第1条に掲げる本市の休日を除く。）午前9時から午後5時まで（ただし、担当部局（1に同じ）においては午後0時15分から午後1時までを除く。）
- (5) 入札参加申請等の受付場所  
入札説明書による。

#### 5 契約条項を示す場所

システム上及び担当部局（1に同じ）

#### 6 入札執行の日時等

- (1) 電子入札による場合

- ① 入札書提出期間

平成27年2月19日（木）から同月20日（金）の午前9時から午後5まで



## ② 入札結果発表

平成27年 2 月 23 日（月）午前10時15分

## ③ 場所

システム上

## (2) 紙入札による場合

## ① 入札書提出期間

平成27年 2 月 23 日（月）午前10時から午前10時15分まで

## ② 入札結果発表

平成27年 2 月 23 日（月）午前10時15分

## ③ 場所

大阪市教育委員会事務局入札室（1 に同じ）

ただし、大阪市契約規則（昭和39年大阪市規則第18号。以下「契約規則」という。）第25条第2項に規定する郵便等（以下「郵便等」という。）による入札の場合は、「1 担当部局」あて平成27年 2 月 20 日（金）午後 5 時までに必着のこと

## 7 入札保証金等

## (1) 入札保証金 免除

## (2) 契約保証金 要

ただし、契約規則第37条第1項第1号又は第3号に該当する場合は、契約保証金を免除する。

## (3) 保証人 不要

## (4) 契約書作成の要否 要

## 8 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

## 9 入札者に要求される事項

入札参加を希望する者は、本公示に示した入札参加申請書等を平成26年12月26日（金）午後 5 時までに、「1 担当部局」まで持参又は郵便等により必着のこと。なお、当該書類に関し本市より説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

提出された書類等の審査の結果によっては、入札に参加することができない。

## 10 入札の無効

契約規則第28条第1項の規定に該当する入札は無効とする。

なお、落札決定までに入札参加申請者が大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、入札参加資格を有しない者のした入札とみなし無効とする。

## 11 その他

## (1) 落札決定後、契約締結までに落札者が大阪市契約関係暴力団排除措置要

綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の締結を行わないものとする。

- (2) 契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。
- (3) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (4) この調達は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。
- (5) 契約の締結は平成27年度予算が発効した時とする。
- (6) 詳細は入札説明書による。

## 12 Summary

- (1) Nature and quantity of the services to be required:
  - ① FY 2015 The transport of industrial wastes from the Osaka Municipal Schools of Miyakojima-ku, Chuo-ku, Tennoji-ku, Naniwa-ku, Asahi-ku, Joto-ku and Tsurumi-ku(111 schools) Approximately 263,200kg
  - ② FY 2015 The transport of industrial wastes from the Osaka Municipal Schools of Nishi-ku, Minato-ku, Taisho-ku, Suminoe-ku, Sumiyoshi-ku and Nishinari-ku(105 schools) Approximately 206,800kg
  - ③ FY 2015 The transport of industrial wastes from the Osaka Municipal Schools of Higashinari-ku, Ikuno-ku, Abeno-ku, Higashisumiyoshi-ku and Hirano-ku(117 schools) Approximately 244,400kg
  - ④ FY 2015 The transport of industrial wastes from the Osaka Municipal Schools of Kita-ku, Fukushima-ku, Konohana-ku, Nishiyodogawa-ku, Yodogawa-ku and Higashiyodogawa-ku (111schools) Approximately 225,600kg
- (2) The closing and time for the submission of application forms and attached documents for the qualification confirmation:  
5:00 PM, 26 December 2014
- (3) The date and time for the submission of tenders:
  - ① On the Osaka City Electronic Tender System:  
from 9:00AM, 19 February 2015 to 5:00PM, 20 February 2015
  - ② In person: from 10:00AM to 10:15AM, 23 February 2015
  - ③ By post: 5:00PM, 20 February 2015
- (4) A contact point where tender documents are available:  
General Affairs Department, General Affairs Division, Board of Education, The City of Osaka 3-20, Nakanoshima 1-chome, Kita-ku, Osaka 530-8201, TEL 06-6208-9077

(教育委員会事務局総務部総務課)

### 大阪市（消）告示第52号

大阪市火災予防条例（昭和37年大阪市条例第14号）第55条の4第1項の規定に基づき、祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する屋外での催しのうち、大規模なものとして消防長が定める要件は次のとおりとする。

平成26年12月12日

大阪市消防長 打明 茂樹

屋外における大規模な催しの要件

- 1 公園、河川敷、道路その他の場所を会場として開催する催しで、1日当たりの人出予想人員が10万人以上であること
- 2 催しを主催する者が出店を認める露店等の数が100店舗以上であること

#### 附 則

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

（消防局予防部予防課）

### 大阪市水道局告示第74号

次の金融機関の店舗について、所在地の変更の届出があったので、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第22条の2第3項の規定に基づき告示する。

平成26年12月12日

大阪市水道局長 玉 井 得 雄

| 金融機関名         | 店 舗 名 | 所 在 地 |                    | 変更年月日          |
|---------------|-------|-------|--------------------|----------------|
| 北おおさか<br>信用金庫 | 千里丘支店 | 変更前   | 大阪府摂津市千里丘2丁目13番19号 | 平成27年<br>1月19日 |
|               |       | 変更後   | 大阪府摂津市千里丘1丁目7番12号  |                |
|               | 庄内西支店 | 変更前   | 大阪府豊中市庄内栄町3丁目3番5号  |                |
|               |       | 変更後   | 大阪府豊中市庄内幸町2丁目13番8号 |                |

（水道局総務部経理課）

### 大阪市水道局告示第75号

次の金融機関の店舗について、大阪市水道局収納取扱金融機関の店舗の指定取消しをしたので、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第22条の2第3項の規定に基づき告示する。

平成26年12月12日

大阪市水道局長 玉 井 得 雄

| 金融機関名         | 店 舗 名 |         | 所 在 地                  | 取消年月日          |
|---------------|-------|---------|------------------------|----------------|
| 北おおさか<br>信用金庫 | 廃止店   | 十三千里丘支店 | 大阪府摂津市千里丘1丁目<br>7番12号  | 平成27年<br>1月19日 |
|               | 継承店   | 千里丘支店   |                        |                |
|               | 廃止店   | 十三庄内支店  | 大阪府豊中市庄内幸町2丁目<br>13番8号 |                |
|               | 継承店   | 庄内西支店   |                        |                |
|               | 廃止店   | 大池支店    | 大阪府茨木市大池1丁目14番19号      |                |
|               | 継承店   | 茨木東支店   | 大阪府茨木市双葉町2番28号         |                |
|               | 廃止店   | 東富田支店   | 大阪府高槻市富田町5丁目<br>27番17号 |                |
|               | 継承店   | 富田支店    | 大阪府高槻市富田町3丁目<br>2番30号  |                |

（水道局総務部経理課）

## 大阪市水道局告示第76号

一般競争入札を執行するので、次のとおり公告する。

平成26年12月12日

大阪市水道局長 玉 井 得 雄

### 1 担当

#### (1) 入札担当

〒552-0007 大阪市港区弁天1丁目2番1-1300号

大阪市契約管財局契約部契約課工事契約グループ

電話 06-4395-7152

#### (2) 設計担当

〒559-8558 大阪市住之江区南港北2丁目1番10号 A T Cビル I T M  
棟9階

大阪市水道局工務部工務課

電話 06-6616-5525

#### (3) 契約担当

〒559-8558 大阪市住之江区南港北2丁目1番10号 A T Cビル I T M  
棟9階  
大阪市水道局総務部管財課  
電話 06-6616-5461

## 2 入札に付する事項

- (1) 工事名称 浪速枝管（その5）1500mm配水管布設工事（シールド工事他）
- (2) 工事場所 北区中津2丁目～西天満4丁目
- (3) 工 期 契約締結日から平成33年3月31日まで
- (4) 工事概要 シールド工（密閉型シールド）  
外径 2350mm（内径2144mm） 施工延長 約3,030m  
推進工 外径 2350mm（内径2000mm） 施工延長 約 220m  
シールド及び推進内配管  
铸铁管 内径 1500mm 施工延長 約2,970m  
鋼管 内径 1500mm 施工延長 約 320m  
発進立坑（シールド工、推進工共通） 一式  
到達立坑（推進工） 一式  
その他
- (5) 入札方法 大阪市電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）又は郵便による。
- (6) 発注方式 特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）方式
- (7) 入札予定価格 事後公表
- (8) 低入札価格調査 適用

## 3 入札参加資格

次に掲げる条件のすべてに該当し、本市の入札参加資格審査においてその資格を認められた者は入札に参加することができる。

- (1) 共同企業体に関する条件
  - ① 経営形態は共同施工方式とする。
  - ② 3社で自主結成すること
  - ③ 最低出資比率は20%とする。
- (2) 共同企業体の構成員（代表者を含む）に関する条件
  - ① 建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23第1項の規定による経営事項審査（以下「経営事項審査」という。）結果の土木一式工事総合評定値が代表者は1200点以上、代表者以外の構成員は1000点以上であること  
なお、入札参加申請時点で有効かつ最新の経営事項審査の総合評定値通知書の数値を採用すること
  - ② 建設業法に基づく「土木工事業」の特定建設業許可を有すること
  - ③ 代表者は、次に掲げる全ての条件を満たす監理技術者を専任で配置できること

- ア 1級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者
- イ 入札参加申請日現在で、常勤の自社社員であり、かつ3か月以上の恒常的な雇用関係を有する者
- ウ 監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者
- ④ 代表者以外の構成員は、次に掲げる全ての条件を満たす監理技術者又は主任技術者を専任で配置できること
- ア 1級土木施工管理技士、2級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者
- イ 入札参加申請日現在で、常勤の自社社員であり、かつ3か月以上の恒常的な雇用関係を有する者
- ウ 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者
- ⑤ 大阪市税、大阪府税に係る徴収金を完納していること
- ⑥ 最近1事業年度の消費税及び地方消費税を完納していること
- ⑦ 建設業法第28条第3項若しくは同条第5項の規定による営業停止処分（大阪市において土木工事業の営業ができないものに限る。）を受けていないこと
- ⑧ 大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと
- ⑨ 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと
- ⑩ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること
- ⑪ 経営事項審査の審査基準日が1年7か月以上経過していないこと
- ⑫ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）に基づく雇用保険、健康保険法（大正11年法律第70号）に基づく健康保険及び厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）に基づく厚生年金保険（以下「社会保険」という。）に事業主として加入していること。ただし、各保険について法令で適用が除外されている場合を除く。なお、事業協同組合等にあつては、すべての組合員が本要件を満たすものであること
- ⑬ 各構成員は2以上の共同企業体の構成員となることはできないものとする。
- ⑭ 代表者は出資比率が構成員中最大であること
- ⑮ 代表者は平成11年度以降に、元請けとして既存構造物との近接状況下における密閉型シールド工事の一次覆工の施工実績（完成・引渡し完了）を有すること
- ただし、共同企業体としての実績は、出資比率が30%以上のものに限る。
- ※ 近接状況下における施工とは、近接構造物への影響を把握するために計測機器を用いた計測工、かつ近接構造物保護のために何らかの防

護工を行った施工のことを指す。

また、計測工と防護工は同一工事で満たさなくてもよい。

※ 既存構造物とは、鉄道、道路構造物、橋梁、河川構造物、地中埋設管などの構造物のことをいう

(3) 関係会社の参加制限

入札に参加しようとする者で、次のいずれかの関係に該当する場合（該当する者の全てが、共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）は、そのうちの1者しか参加できない。

① 資本関係

以下のいずれかに該当する2者の場合

ただし、子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の規定による子会社をいう。以下同じ）又は子会社の一方が会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除く。

ア 親会社（会社法第2条第4号の規定による親会社をいう。以下同じ）と子会社の関係にある場合

イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

② 人的関係

以下のいずれかに該当する2者の場合

ただし、アについては、会社の一方が更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除く。

ア 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

イ 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

③ 以下のいずれかに該当する2者の場合

ア 組合とその組合員

イ 一方の会社の代表者と、他方の会社の代表者が夫婦、親子の関係である場合

ウ 一方の会社の代表者と、他方の会社の代表者が血族の兄弟姉妹の関係である場合で、かつ本店又は受任者を設けている場合は、その支店（営業所を含む）の所在地が、同一場所である場合

エ 一方の会社の電話・ファクシミリ・メールアドレス等の連絡先が、他方の会社と同一である場合

オ 一方の会社の本市入札に関わる営業活動に携わる者が、他方の会社と同一である場合

④ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

4 入札説明書の交付

公告日から大阪市電子調達システム及び1(1)の担当で交付する。



なお、1 (1)の担当での交付は、平成27年1月5日（月）までとする。

5 入札参加申請書等の提出

公告日から平成27年1月5日（月）午後5時までに電子入札システム及び郵送により行うこと

6 設計図書等の交付

平成27年1月15日（木）に電子入札システム又は郵送により交付する。

7 入札書の提出期間

平成27年2月18日（水）午前9時から同月19日（木）午後5時までに電子入札システムにより提出すること

なお、郵便入札の場合は平成27年2月19日（木）午後5時までに必着すること

8 工事費内訳書の提出

入札にあたっては、工事費内訳書の提出を要する。

9 開札の日時及び場所

(1) 日時 平成27年2月20日（金）午前10時

(2) 場所 電子入札システム及び大阪市契約管財局契約部入札室

10 入札の無効

(1) 大阪市水道局契約規程第26条第1項各号の一に該当する入札

(2) 低入札価格調査制度適用案件において、次の項目に該当する場合

① 指定する日時までに、低入札価格根拠資料を提出しなかった落札となるべき者がした調査基準価格を下回る価格の入札

② 工事請負契約に係る低入札価格調査制度運用要領第15条の規定に該当する技術者を配置できない落札となるべき者がした調査基準価格を下回る価格の入札

(3) 申請書類に虚偽の記載をした者の入札

(4) 工事費内訳書を提出しない者が行った入札

(5) 提出した工事費内訳書が、次の項目に該当する場合

① 工事名称、共同企業体名称、工事費の内訳、工事価格の記載がない。

② 入札金額と工事費内訳書の工事価格が異なる。

③ 共同企業体名称が、入札書の情報と異なる。

(6) 低入札価格調査、公正入札調査等により開札時に落札決定しない場合において、入札を行った共同企業体の構成員が、開札時から落札決定までの間において次のいずれかに該当した場合

① 建設業法第28条第3項若しくは同条第5項の規定による営業停止処分（大阪市において土木工事業の営業ができないものに限る）を受けた場合

② 大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けた場合

③ 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けた場合

④ 経営事項審査の審査基準日が1年7か月以上経過した場合



- (7) 3 (3)に定める関係会社の参加制限に該当する2者がしたそれぞれの入札

11 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札となるべき入札が低入札価格調査基準価格を下回る価格である場合は低入札価格調査を行い、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき又は、その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とするところがある。

12 契約条項を示す場所

大阪市電子調達システム及び1 (3)の担当とする。

13 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 (見積った契約希望金額の100分の3以上) 免除  
(2) 契約保証金 納付 (契約金額の100分の10以上納付)

14 その他

- (1) この調達については、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。  
(2) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨  
(3) 契約書の作成の要否 要  
(4) 本案件に直接関連する他の工事の請負契約を本案件の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無  
(5) 契約締結までに、落札者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の締結を行わないものとする。  
(6) 契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。  
(7) 詳細は入札説明書による。

15 Summary

- (1) Subject matter of the contract :  
Installation of a 1500mm water distribution pipe line named  
Naniwa-edakan  
(The fifth stage, Shield construction and other works)  
(2) The closing date and time for the submission of application forms  
and attached documents for the qualification confirmation :  
5:00PM, 5 Jan 2015  
(3) The date and time for the submission of tenders :  
① on the Osaka City Electronic Tender System :  
from 9:00AM, 18 Feb 2015 to 5:00PM, 19 Feb 2015  
② by post : 5:00PM, 13 Feb 2014

- (4) A contact point where tender documents are available :

Public Works Contracts Department, Contracts Division, Contracts  
and Property Management Bureau, The city of Osaka 2-1-1300, Benten  
1-Chome, Minato-ku, Osaka 552-0007, TEL 06-4395-7152

(水道局総務部管財課)

### 大阪市教育委員会告示第32号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、大阪市立総合生涯学習センターほか2施設について、次のとおり指定管理者を指定したので、大阪市立生涯学習センター条例（平成5年大阪市条例第44号）第16条前段の規定に基づき公告する。

平成26年12月12日

大阪市教育委員会

委員長 大森 不二雄

1 施設の名称

大阪市立総合生涯学習センター

大阪市立阿倍野市民学習センター

大阪市立難波市民学習センター

2 指定管理者の所在地及び名称

大阪府中央区船場中央4丁目1番10-203号

大阪市教育振興公社・SPS共同事業体

構成員 一般財団法人 大阪市教育振興公社

サントリーパブリシティサービス株式会社

3 指定の期間

平成27年4月1日から平成32年3月31日まで

(教育委員会事務局生涯学習部生涯学習担当)

### 大阪市教育委員会告示第33号

次の施設について、大阪市立生涯学習センター条例（平成5年大阪市条例第44号。）第10条第3項から第5項までの規定に基づき、次表のとおり承認したので、同条第6項の規定に基づき告示する。

平成26年12月12日

大阪市教育委員会

委員長 大森 不二雄

1 施設名

大阪市立総合生涯学習センター

大阪市立阿倍野市民学習センター

大阪市立難波市民学習センター

## 2 利用料金

## (1) 施設の使用にかかる利用料金

| 施設                  |       | 利用料金   |        |        |        |
|---------------------|-------|--------|--------|--------|--------|
|                     |       | 午前     | 午後     | 夜間     | 終日     |
| 総合<br>生涯学習<br>センター  | ギャラリー |        |        |        | 6,500  |
|                     | 視聴覚室  | 7,200  | 11,500 | 10,100 | 25,900 |
|                     | 第1会議室 | 1,800  | 2,900  | 2,500  | 6,500  |
|                     | 第2会議室 | 1,800  | 2,900  | 2,500  | 6,500  |
|                     | 第3会議室 | 1,800  | 2,900  | 2,500  | 6,500  |
|                     | 第4会議室 | 1,800  | 2,900  | 2,500  | 6,500  |
|                     | 第5会議室 | 1,800  | 2,900  | 2,500  | 6,500  |
|                     | 第6会議室 | 1,800  | 2,900  | 2,500  | 6,500  |
|                     | 第1研修室 | 12,000 | 19,200 | 16,800 | 43,200 |
|                     | 第2研修室 | 7,200  | 11,500 | 10,100 | 25,900 |
|                     | 第3研修室 | 4,200  | 6,700  | 5,900  | 15,100 |
|                     | 第4研修室 | 4,200  | 6,700  | 5,900  | 15,100 |
|                     | 第5研修室 | 4,200  | 6,700  | 5,900  | 15,100 |
|                     | 第6研修室 | 3,000  | 4,800  | 4,200  | 10,800 |
|                     | 第7研修室 | 3,000  | 4,800  | 4,200  | 10,800 |
|                     | 第8研修室 | 3,000  | 4,800  | 4,200  | 10,800 |
|                     | 第9研修室 | 2,800  | 4,300  | 2,500  | 8,600  |
| 阿倍野<br>市民学習<br>センター | 講堂    | 10,800 | 17,300 | 15,100 | 38,900 |
|                     | スタジオ  | 7,600  | 12,000 | 10,600 | 27,200 |
|                     | アトリエ  | 5,000  | 7,900  | 7,000  | 17,900 |
|                     | ギャラリー |        |        |        | 6,500  |
|                     | 特別会議室 | 5,000  | 8,000  | 7,100  | 18,100 |
|                     | 第1会議室 | 2,200  | 3,400  | 3,000  | 7,700  |
|                     | 第2会議室 | 2,200  | 3,400  | 3,000  | 7,700  |
|                     | 第3会議室 | 2,200  | 3,400  | 3,000  | 7,700  |
|                     | 第4会議室 | 2,200  | 3,400  | 3,000  | 7,700  |
|                     | 第1研修室 | 5,000  | 8,000  | 7,100  | 18,100 |
|                     | 第2研修室 | 5,000  | 8,000  | 7,100  | 18,100 |
|                     | 和室    | 2,500  | 4,000  | 3,500  | 9,000  |

| 施設 |    | 利用料金   |        |        |        |
|----|----|--------|--------|--------|--------|
|    |    | 午前     | 午後     | 夜間     | 終日     |
| 難波 | 講堂 | 12,000 | 19,200 | 16,800 | 43,200 |

|              |       |       |        |        |        |
|--------------|-------|-------|--------|--------|--------|
| 市民学習<br>センター | スタジオ  | 7,800 | 12,500 | 10,900 | 28,100 |
|              | アトリエ  | 4,800 | 7,700  | 6,700  | 17,300 |
|              | 展示室   | 4,200 | 6,700  | 5,900  | 15,100 |
|              | 第1会議室 | 2,200 | 3,400  | 3,000  | 7,700  |
|              | 第2会議室 | 2,200 | 3,400  | 3,000  | 7,700  |
|              | 第3会議室 | 2,200 | 3,400  | 3,000  | 7,700  |
|              | 第4会議室 | 2,200 | 3,400  | 3,000  | 7,700  |
|              | 第1研修室 | 4,800 | 7,700  | 6,700  | 17,300 |
|              | 第2研修室 | 4,800 | 7,700  | 6,700  | 17,300 |
|              | 第3研修室 | 3,600 | 5,800  | 5,000  | 13,000 |
|              | 第4研修室 | 3,600 | 5,800  | 5,000  | 13,000 |
|              | 和室    | 3,000 | 4,800  | 4,200  | 10,800 |

|            |        |
|------------|--------|
| 土・日・祝日の場合  | 上記の2割増 |
| 入場料を徴収する場合 | 上記の5割増 |

## 備考

- この表において「午前」とは午前9時30分から正午まで、「午後」とは午後1時から午後5時まで、「夜間」とは午後6時から午後9時30分まで、「終日」とは午前9時30分から午後9時30分までをいう。
- 「午前」及び「午後」又は「午後」及び「夜間」に引き続き使用する場合の使用料は、それぞれこの表に定める金額の合計額とする。

## (2) 施設の附属設備にかかる利用料金

| 種別         |       |                       | 単位  |       | 金額    |
|------------|-------|-----------------------|-----|-------|-------|
| 総合生涯学習センター | 第1研修室 | 音響設備                  | 一 式 | 午 前   | 3,000 |
|            |       | グランドピアノ               | 1 台 | 午 後   | 3,500 |
|            |       | 映像設備                  | 一 式 | 夜 間   | 1,500 |
|            |       | 照明設備                  | 一 式 | 各 1 回 | 1,500 |
|            | 視聴覚室  | 音響設備                  | 一 式 | に つ き | 2,000 |
|            |       | 映像設備                  | 一 式 |       | 1,500 |
|            | その他設備 | 拡声装置（マイク付）            | 一 式 |       | 1,500 |
|            |       | C D ラジオカセット<br>プレーヤー  | 1 台 |       | 500   |
|            |       | テープレコーダー              | 1 台 |       | 500   |
|            |       | ビデオ映写装置<br>（テレビ付）     | 一 式 |       | 1,000 |
|            |       | 液晶プロジェクター<br>（スクリーン付） | 一 式 |       | 1,000 |

|  |  |                             |       |      |       |
|--|--|-----------------------------|-------|------|-------|
|  |  | スライド映写機<br>(スクリーン付)         | 一 式   |      | 1,000 |
|  |  | 実物投影機<br>(スクリーン付)           | 一 式   |      | 1,000 |
|  |  | オーバーヘッドプロジェク<br>ター (スクリーン付) | 一 式   |      | 1,000 |
|  |  | 映写スクリーン                     | 1 台   |      | 200   |
|  |  | 展示版                         | 1 枚   | 1 日  | 200   |
|  |  | 臨時電力                        | 1 K W | 1 時間 | 100   |

| 種別       |        |                             | 単位  |       | 金額    |
|----------|--------|-----------------------------|-----|-------|-------|
| 市民学習センター | 講堂設備   | 音響設備                        | 一 式 | 午 前   | 3,000 |
|          |        | グランドピアノ                     | 1 台 | 午 後   | 3,500 |
|          |        | 映像設備                        | 1 式 | 夜 間   | 1,500 |
|          |        | 照明設備                        | 一 式 | 各 1 回 | 3,000 |
|          | スタジオ設備 | 音響設備                        | 一 式 | につき   | 2,000 |
|          |        | アップライトピアノ                   | 1 台 |       | 2,500 |
|          |        | 映像設備                        | 一 式 |       | 1,500 |
|          | その他設備  | 拡声装置 (マイク付)                 | 一 式 |       | 1,500 |
|          |        | C D ラジオカセット<br>プレーヤー        | 1 台 |       | 500   |
|          |        | テープレコーダー                    | 1 台 |       | 500   |
|          |        | ビデオ映写装置<br>(テレビ付)           | 一 式 |       | 1,000 |
|          |        | 液晶プロジェクター<br>(スクリーン付)       | 一 式 |       | 1,000 |
|          |        | スライド映写機<br>(スクリーン付)         | 一 式 |       | 1,000 |
|          |        | 実物投影機<br>(スクリーン付)           | 一 式 |       | 1,000 |
|          |        | オーバーヘッドプロジェク<br>ター (スクリーン付) | 一 式 |       | 1,000 |
|          |        | 映写スクリーン                     | 1 台 |       | 200   |
|          |        | 糸ノコ盤                        | 1 台 |       | 1,500 |
|          |        | 七宝焼釜                        | 1 台 |       | 1,000 |
|          |        | イーゼル                        | 1 台 |       | 100   |
|          |        | 茶釜                          | 1 台 |       | 1,000 |
|          |        | 展示版                         | 1 枚 | 1 日   | 200   |

|  |  |      |       |      |     |
|--|--|------|-------|------|-----|
|  |  | 臨時電力 | 1 K W | 1 時間 | 100 |
|--|--|------|-------|------|-----|

備考

この表中、「午前」とは午前9時30分から正午までをいい、「午後」とは午後1時から午後5時までをいい、「夜間」とは午後6時から午後9時30分までをいう。

(教育委員会事務局生涯学習部生涯学習担当)

### 衆議院小選挙区選出議員選挙大阪府第1区選挙区選挙長告示第1号

平成26年12月14日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における大阪府第1区選挙区の選挙長の事務を行う場所等に関し、次のとおり告示する。

平成26年12月2日

衆議院小選挙区選出議員選挙大阪府第1区選挙区

選挙長 大屋 登史子

#### 1 選挙長の事務を行う場所

(1) 平成26年12月2日午前8時30分から午前10時まで

大阪市北区中之島1丁目3番20号

大阪市役所7階第6委員会室

(2) 平成26年12月2日午前10時から午後5時まで

大阪市北区中之島1丁目3番20号

大阪市役所地下1階行政委員会事務局

#### 2 選挙立会人を定めるくじを行う場所及び日時

(1) 場 所 大阪市北区中之島1丁目3番20号

大阪市役所地下1階行政委員会事務局

(2) 日 時 平成26年12月11日 午後5時30分から

(行政委員会事務局選挙部選挙課)

(平26.12.2 揭示済)

### 衆議院小選挙区選出議員選挙大阪府第2区選挙区選挙長告示第1号

平成26年12月14日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における大阪府第2区選挙区の選挙長の事務を行う場所等に関し、次のとおり告示する。

平成26年12月2日

衆議院小選挙区選出議員選挙大阪府第2区選挙区

選挙長 大屋 登史子

#### 1 選挙長の事務を行う場所

(1) 平成26年12月2日午前8時30分から午前10時まで

大阪市北区中之島1丁目3番20号

大阪市役所 7 階第 6 委員会室

- (2) 平成26年12月 2 日午前10時から午後 5 時まで

大阪市北区中之島 1 丁目 3 番20号

大阪市役所地下 1 階行政委員会事務局

2 選挙立会人を定めるくじを行う場所及び日時

- (1) 場 所 大阪市北区中之島 1 丁目 3 番20号

大阪市役所地下 1 階行政委員会事務局

- (2) 日 時 平成26年12月11日 午後 5 時30分から

(行政委員会事務局選挙部選挙課)

(平26. 12. 2 揭示済)

**衆議院小選挙区選出議員選挙大阪府第 3 区選挙区選挙長告示第 1 号**

平成26年12月14日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における大阪府第 3 区選挙区の選挙長の事務を行う場所等に関し、次のとおり告示する。

平成26年12月 2 日

衆議院小選挙区選出議員選挙大阪府第 3 区選挙区

選挙長 大屋 登史子

1 選挙長の事務を行う場所

- (1) 平成26年12月 2 日午前 8 時30分から午前10時まで

大阪市北区中之島 1 丁目 3 番20号

大阪市役所 7 階第 6 委員会室

- (2) 平成26年12月 2 日午前10時から午後 5 時まで

大阪市北区中之島 1 丁目 3 番20号

大阪市役所地下 1 階行政委員会事務局

2 選挙立会人を定めるくじを行う場所及び日時

- (1) 場 所 大阪市北区中之島 1 丁目 3 番20号

大阪市役所地下 1 階行政委員会事務局

- (2) 日 時 平成26年12月11日 午後 5 時30分から

(行政委員会事務局選挙部選挙課)

(平26. 12. 2 揭示済)

**衆議院小選挙区選出議員選挙大阪府第 4 区選挙区選挙長告示第 1 号**

平成26年12月14日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における大阪府第 4 区選挙区の選挙長の事務を行う場所等に関し、次のとおり告示する。

平成26年12月 2 日

衆議院小選挙区選出議員選挙大阪府第 4 区選挙区

選挙長 平野 豊三郎

1 選挙長の事務を行う場所

- (1) 平成26年12月 2 日午前 8 時30分から午前10時まで

大阪市北区中之島 1 丁目 3 番20号

大阪市役所 7 階第 5 委員会室

- (2) 平成26年12月 2 日午前10時から午後 5 時まで

大阪市北区中之島 1 丁目 3 番20号

大阪市役所地下 1 階行政委員会事務局

2 選挙立会人を定めるくじを行う場所及び日時

- (1) 場 所 大阪市北区中之島 1 丁目 3 番20号

大阪市役所地下 1 階行政委員会事務局

- (2) 日 時 平成26年12月11日 午後 5 時30分から

(行政委員会事務局選挙部選挙課)

(平26. 12. 2 揭示済)

**衆議院小選挙区選出議員選挙大阪府第 5 区選挙区選挙長告示第 1 号**

平成26年12月14日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における大阪府第 5 区選挙区の選挙長の事務を行う場所等に関し、次のとおり告示する。

平成26年12月 2 日

衆議院小選挙区選出議員選挙大阪府第 5 区選挙区

選挙長 平野 豊三郎

1 選挙長の事務を行う場所

- (1) 平成26年12月 2 日午前 8 時30分から午前10時まで

大阪市北区中之島 1 丁目 3 番20号

大阪市役所 7 階第 5 委員会室

- (2) 平成26年12月 2 日午前10時から午後 5 時まで

大阪市北区中之島 1 丁目 3 番20号

大阪市役所地下 1 階行政委員会事務局

2 選挙立会人を定めるくじを行う場所及び日時

- (1) 場 所 大阪市北区中之島 1 丁目 3 番20号

大阪市役所地下 1 階行政委員会事務局

- (2) 日 時 平成26年12月11日 午後 5 時30分から

(行政委員会事務局選挙部選挙課)

(平26. 12. 2 揭示済)

**衆議院小選挙区選出議員選挙大阪府第 1 区選挙区選挙長告示第 2 号**



平成26年12月14日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙につき、大阪府第1区選挙区において、平成26年12月2日に次のとおり届出があった。

平成26年12月2日

衆議院小選挙区選出議員選挙大阪府第1区選挙区

選挙長 大屋 登史子

| 届出<br>受理<br>番号 | 候補者届出<br>政党の名称                                              | 候補者氏名              | 本 籍 | 住 所                 | 生年月日                                                                      | 職 業                      |
|----------------|-------------------------------------------------------------|--------------------|-----|---------------------|---------------------------------------------------------------------------|--------------------------|
|                | 一のウェブサイト等のアドレス（政党その他の団体）                                    |                    |     |                     | 一のウェブサイト等のアドレス<br>（候補者）                                                   |                          |
| 1              | 維新の党                                                        | いのうえ<br>井上 ひでたか    | 大阪府 | 大阪市港区夕風2丁目4番24号     | 昭和46年<br>10月25日                                                           | 維新の党衆議院大阪府<br>第1選挙区支部支部長 |
|                | <a href="https://ishinnotoh.jp/">https://ishinnotoh.jp/</a> |                    |     |                     | <a href="http://www.hidetaka-inoue.com">http://www.hidetaka-inoue.com</a> |                          |
| 2              | 日本共産党                                                       | やま<br>しば山 のぼる      | 北海道 | 大阪府大阪市生野区小路2丁目9番20号 | 昭和28年<br>11月9日                                                            | 日本共産党大阪1区<br>国政対策委員長     |
|                | <a href="http://www.jcp.or.jp/">http://www.jcp.or.jp/</a>   |                    |     |                     | <a href="http://www.jcp-osaka.jp/">http://www.jcp-osaka.jp/</a>           |                          |
| 3              | 自由民主党                                                       | おおにし ひろゆき<br>大西 宏幸 | 大阪府 | 大阪市生野区小路1丁目4番6号     | 昭和42年<br>7月15日                                                            | 選挙区支部長                   |
|                | <a href="https://www.jimin.jp/">https://www.jimin.jp/</a>   |                    |     |                     | <a href="http://onishihiroyuki.jp">http://onishihiroyuki.jp</a>           |                          |

（備考）

「候補者届出政党の名称」欄は、政党届出に係る候補者については当該候補者届出政党の名称を、本人届出又は推薦届出に係る候補者については（ ）内にその旨を記載したものである。

（行政委員会事務局選挙部選挙課）

（平26.12.2 揭示済）

衆議院小選挙区選出議員選挙大阪府第2区選挙区選挙長告示第2号

平成26年12月14日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙につき、大阪府第2区選挙区において、平成26年12月2日に次のとおり届出があった。

平成26年12月2日

衆議院小選挙区選出議員選挙大阪府第2区選挙区

選挙長 大屋 登史子

| 届出<br>受理<br>番号 | 候補者届出<br>政党の名称                                            | 候補者氏名<br><small>ふ り が な</small> | 本 籍 | 住 所                          | 生年月日                                                                        | 職 業                     |
|----------------|-----------------------------------------------------------|---------------------------------|-----|------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------|-------------------------|
|                | 一のウェブサイト等のアドレス（政党その他の団体）                                  |                                 |     |                              | 一のウェブサイト等のアドレス<br>（候補者）                                                     |                         |
| 1              | 自由民主党                                                     | さとう あきら<br>左藤 章                 | 大阪府 | 大阪府大阪市阿倍野区北<br>畠1丁目5番9号      | 昭和26年<br>7月12日                                                              | 防衛副大臣                   |
|                | <a href="https://www.jimin.jp/">https://www.jimin.jp/</a> |                                 |     |                              | <a href="http://www.akira310.com/">http://www.akira310.com/</a>             |                         |
| 2              | 日本共産党                                                     | やまもと ようこ<br>山本 陽子               | 大阪府 | 大阪市平野区西脇4丁目<br>4番21-404号     | 昭和28年<br>12月30日                                                             | 日本共産党大阪二区<br>地区副委員長     |
|                | <a href="http://www.jcp.or.jp/">http://www.jcp.or.jp/</a> |                                 |     |                              | <a href="http://ameblo.jp/yamamotoyoko/">http://ameblo.jp/yamamotoyoko/</a> |                         |
| 3              | 維新の党                                                      | しいき たもつ<br>しいき 保                | 茨城県 | 千葉県鎌ケ谷市新鎌ケ谷<br>一丁目10番14-302号 | 昭和41年<br>7月4日                                                               | 維新の党衆議院大阪府<br>第2選挙区支部代表 |
|                | <a href="http://ishinnotoh.jp/">http://ishinnotoh.jp/</a> |                                 |     |                              | <a href="http://shiiki-tamotsu.jp/">http://shiiki-tamotsu.jp/</a>           |                         |

(備考)

「候補者届出政党の名称」欄は、政党届出に係る候補者については当該候補者届出政党の名称を、本人届出又は推薦届出に係る候補者については（ ）内にその旨を記載したものである。

(行政委員会事務局選挙部選挙課)

(平26. 12. 2 揭示済)

### 衆議院小選挙区選出議員選挙大阪府第3区選挙区選挙長告示第2号

平成26年12月14日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙につき、大阪府第3区選挙区において、平成26年12月2日に次のとおり届出があった。

平成26年12月2日

衆議院小選挙区選出議員選挙大阪府第3区選挙区

選挙長 大屋 登史子

| 届出<br>受理<br>番号 | 候補者届出<br>政党の名称                                                  | 候補者氏名<br><small>ふ り が な</small> | 本 籍 | 住 所                        | 生年月日                                                                        | 職 業              |
|----------------|-----------------------------------------------------------------|---------------------------------|-----|----------------------------|-----------------------------------------------------------------------------|------------------|
|                | 一のウェブサイト等のアドレス（政党その他の団体）                                        |                                 |     |                            | 一のウェブサイト等のアドレス<br>（候補者）                                                     |                  |
| 1              | 公明党                                                             | さとう しげき<br>佐藤 しげき               | 大阪府 | 大阪市西成区岸里東1丁<br>目8番20-1504号 | 昭和34年<br>6月8日                                                               | 無職               |
|                | <a href="https://www.komei.or.jp/">https://www.komei.or.jp/</a> |                                 |     |                            | <a href="http://sato-shigeki.com">http://sato-shigeki.com</a>               |                  |
| 2              | 日本共産党                                                           | わたなべ ゆい<br>わたなべ 結               | 愛媛県 | 大阪府大阪市住吉区大領<br>4丁目4番30号    | 昭和56年<br>2月26日                                                              | 党大阪3区<br>国政対策委員長 |
|                | <a href="http://www.jcp.or.jp/">http://www.jcp.or.jp/</a>       |                                 |     |                            | <a href="http://www.watanabe.wajcp.net/">http://www.watanabe.wajcp.net/</a> |                  |

(備考)

「候補者届出政党の名称」欄は、政党届出に係る候補者については当該候補者届出政党の名称を、本人届出又は推薦届出に係る候補者については（ ）内にその旨を記載したものである。

(行政委員会事務局選挙部選挙課)

(平26. 12. 2 揭示済)

### 衆議院小選挙区選出議員選挙大阪府第4区選挙区選挙長告示第2号

平成26年12月14日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙につき、大阪府第4区選挙区において、平成26年12月2日に次のとおり届出があった。

平成26年12月2日

衆議院小選挙区選出議員選挙大阪府第4区選挙区

選挙長 平野 豊三郎

| 届出<br>受理<br>番号 | 候補者届出<br>政党の名称                                            | 候補者氏名<br>候補者氏名       | 本 籍 | 住 所                             | 生年月日                    | 職 業                                                                         |
|----------------|-----------------------------------------------------------|----------------------|-----|---------------------------------|-------------------------|-----------------------------------------------------------------------------|
|                | 一のウェブサイト等のアドレス<br>(政党その他の団体)                              |                      |     |                                 | 一のウェブサイト等のアドレス<br>(候補者) |                                                                             |
| 1              | 日本共産党                                                     | しみず<br>清水 ただし        | 大阪府 | 大阪市福島区福島1丁目<br>2番12-405号        | 昭和43年<br>5月5日           | 日本共産党大阪府<br>委員会副委員長                                                         |
|                | <a href="http://www.jcp.or.jp/">http://www.jcp.or.jp/</a> |                      |     |                                 |                         | <a href="http://shimizu-tadashi.jp">http://shimizu-tadashi.jp</a>           |
| 2              | 維新の党                                                      | よしむら ひろふみ<br>よしむら 洋文 | 大阪府 | 大阪府大阪市北区与力町<br>1番18-2004号       | 昭和50年<br>6月17日          | 弁護士                                                                         |
|                | <a href="http://ishinnotoh.jp/">http://ishinnotoh.jp/</a> |                      |     |                                 |                         | <a href="http://yoshimura-hirofumi.com/">http://yoshimura-hirofumi.com/</a> |
| 3              | 自由民主党                                                     | なかやま やすひで<br>中山 泰秀   | 大阪府 | 大阪市中央区糸屋町1丁目<br>4番12号ベクトルパーク901 | 昭和45年<br>10月14日         | 外務副大臣                                                                       |
|                | <a href="https://www.jimin.jp/">https://www.jimin.jp/</a> |                      |     |                                 |                         | <a href="http://www.iloveosaka.jp">http://www.iloveosaka.jp</a>             |
| 4              | 〔 本人届出<br>無所属 〕                                           | よしだ<br>吉田 おさむ        | 大阪府 | 大阪市城東区森之宮2丁目<br>6番820号          | 昭和37年<br>3月16日          | 大阪人間科学大学<br>客員教授                                                            |
|                |                                                           |                      |     |                                 |                         | <a href="http://www.y-osamu.com">http://www.y-osamu.com</a>                 |

(備考)

「候補者届出政党の名称」欄は、政党届出に係る候補者については当該候補者届出政党の名称を、本人届出又は推薦届出に係る候補者については（ ）内にその旨を記載したものである。

(行政委員会事務局選挙部選挙課)

(平26. 12. 2 揭示済)

**衆議院小選挙区選出議員選挙大阪府第5区選挙区選挙長告示第2号**

平成26年12月14日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙につき、大阪府第5区選挙区において、平成26年12月2日に次のとおり届出があった。

平成26年12月2日

衆議院小選挙区選出議員選挙大阪府第5区選挙区

選挙長 平野 豊三郎

| 届出<br>受理<br>番号 | 候補者届出<br>政党の名称                                                | 候補者氏名          | 本籍  | 住 所                      | 生年月日                                                              | 職 業              |
|----------------|---------------------------------------------------------------|----------------|-----|--------------------------|-------------------------------------------------------------------|------------------|
|                | 一のウェブサイト等のアドレス（政党その他の団体）                                      |                |     |                          | 一のウェブサイト等のアドレス（候補者）                                               |                  |
| 1              | 日本共産党                                                         | いしい<br>石井 みすず  | 大阪府 | 大阪府大阪市西淀川区姫島3丁目4番34-714号 | 昭和38年<br>12月17日                                                   | 党大阪5区<br>国政対策委員長 |
|                | <a href="http://www.jcp.or.jp/">http://www.jcp.or.jp/</a>     |                |     |                          | <a href="http://yaplog.jp/jcp-no1/">http://yaplog.jp/jcp-no1/</a> |                  |
| 2              | 公明党                                                           | くにしげ<br>国重 とおる | 大阪府 | 大阪市東淀川区東淡路5丁目8番47号       | 昭和49年<br>11月23日                                                   | 弁護士              |
|                | <a href="https://www.komei.or.jp">https://www.komei.or.jp</a> |                |     |                          | <a href="http://kunishige-toru.com">http://kunishige-toru.com</a> |                  |

（備考）

「候補者届出政党の名称」欄は、政党届出に係る候補者については当該候補者届出政党の名称を、本人届出又は推薦届出に係る候補者については（ ）内にその旨を記載したものである。

（行政委員会事務局選挙部選挙課）

（平26.12.2 揭示済）

# 公 告

**大阪市公告第151号**

一般競争入札を執行するので、次のとおり公告する。

平成26年12月12日

大阪市長 橋 下 徹

1 契約担当

〒559-0034 大阪市住之江区南港北2丁目1番10号

ATCビル0's（オズ）棟 南館4階

大阪市経済戦略局総務部総務課（調達）

電話06-6615-3719

2 入札に付すべき事項

| 売払物品 | 総重量<br>(段ボール (※) 箱数) |
|------|----------------------|
| 廃棄文書 | 10,200kg<br>(510箱)   |

※外寸450×320×340mm程度

廃棄文書（紙文書、文庫本、雑誌等図書類、古新聞、段ボール、厚表紙、感熱紙等）には、ファイル類（パイプファイル、バインダー等）及びクリップ、紐等を含む。

総重量には、感圧紙7箱程度を含む。

総重量は予定量であり、本市の都合により増減する。

### 3 引取場所及び住所

大阪市住之江区南港北2丁目1番10号

ATCビル0's（オズ）棟 南館4階ほか7か所

詳細は引取場所一覧のとおり

### 4 入札参加資格

次の(1)及び(2)を満たしていること

#### (1) 平成26・27年度物品売払入札参加承認を受けていること

承認を受けていない場合は、契約管財局契約部物品等契約担当に下段の「参加申請に要する書類」を提出し、本市物品売払入札参加申請を行うこと。ただし、平成27年1月14日（水）までに参加申請を行わない場合は、入札に参加することができない。

（参加申請に要する書類）

ア 物品売払入札参加申請書（誓約書・委任状）（本市様式）

イ 使用印鑑届（本市様式）

ウ 物品売払入札参加承認証（本市様式）

※ 平成26・27年度の物品売払入札参加申請要綱は大阪市電子調達システム(<http://www.keiyaku.city.osaka.lg.jp/>)の資料・ご案内→不用品売払入札のご案内→「平成26・27年度物品売払入札参加承認証」の申請要領からダウンロードすること

エ 法人にあっては、登記事項全部証明書等の写し

オ 法人にあっては、法務局発行の印鑑証明書、個人にあっては、市区町村長発行の印鑑証明書

※ エ、オについては、発行後3ヶ月以内のもの

#### (2) 廃棄物再生事業者登録（事業の内容に「古紙の再生」が含まれていること）を行っていること

### 5 入札参加申込の受付

- (1) 受付期間 本公告の日から平成27年1月14日（水）午後5時30分までの本市の休日を除く毎日午前9時から午後5時30分まで（午後0時15分から午後1時を除く。）

受付場所 上記1と同じ

## 6 入札参加資格の審査等

5の受付時において、入札参加資格を審査し、資格を認めた者に対して入札書（物品買受申込書）を交付する。

資格審査においては、4(1)及び(2)にかかる承認証等を確認するので持参すること。持参しない場合は入札に参加することができない。

## 7 仕様書等の交付方法

本公告の日から平成27年1月14日（水）午後5時30分までの本市の休日を除く毎日午前9時から午後5時30分まで（午後0時15分から午後1時を除く。）上記1において無償で交付する。

なお、大阪市経済戦略局ホームページからダウンロードも可。

[http://www.city.osaka.lg.jp/templates/fubaraihin\\_nyusatsuanken/keizaisenryaku/0000291261.html](http://www.city.osaka.lg.jp/templates/fubaraihin_nyusatsuanken/keizaisenryaku/0000291261.html)

## 8 契約条項を示す場所

上記1に同じ

## 9 入札執行場所

大阪市住之江区南港北2丁目1番10号

ATCビル0's（オズ）棟 南館4階 経済戦略局第1会議室

## 10 入札執行日時

平成27年1月16日（金） 午前10時

## 11 入札の方法

(1) 物品買受申込書には、取引に係る消費税及び地方消費税分を含む金額を記載すること

(2) 再度入札は1回限りとする。結果発表後再入札書を交付するので、個人は本人、法人は代表者、又はそれぞれの委任状を提出し、確認を受けた代理人が記名押印し速やかに投函すること

## 12 入札保証金

免除

## 13 入札に参加できない者

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者

(2) 入札書提出日において、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けている者

(4) 入札書提出日において、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者

## 14 入札の無効

(1) 大阪市契約規則（昭和39年大阪市規則第18号）第28条第1項各号のいずれかに該当する入札

(2) 再度入札の場合にあつては、前回最高入札価格以下の価格でした入札

(3) なお、無効の入札をした者は再度の入札に参加することができない。

（注）開札後落札決定までに、物品買受候補者が大阪市契約関係暴力団

排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、入札参加資格を有しない者のした入札とみなし無効とする。

15 落札者の決定

予定価格以上で最高の価格で有効な入札を行った者を落札者とする。

16 契約保証金

落札者は契約単価に予定数量を乗じた金額の100分の10以上を納付すること

※ 落札者は本市が交付する納付書を用い、入札日当日の午後5時までに契約保証金を納付したことを証する書類を提出すること

契約保証金は、債務の履行が完了した後に還付する。

17 その他

(1) 本契約は単価契約とする。

(2) 16の契約保証金が指定期限までに納付できない場合、大阪市契約規則第32条第3項の契約締結の手続きを怠ったとして、落札の決定を無効とする。

(3) 落札決定後契約締結までに、落札者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けた時は、契約の締結を行わないものとする。

(4) 契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けた時は、契約の解除を行うことがある。

(5) 落札者は、契約締結までに、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく誓約書を提出すること。誓約書の提出がない場合は、大阪市契約規則第28条第1項第10号に該当するとして、その者に係る入札は無効とする。

引取場所一覧

| 担当         | 住所                                       |
|------------|------------------------------------------|
| 総務部総務課     | 大阪市住之江区南港北2-1-10<br>ATCビル 0's (オズ) 棟南館4階 |
| 立地推進部国際担当  | 大阪市住之江区南港北2-1-10<br>ATCビル ITM棟4階         |
| 文化部文化課     | 大阪市福島区野田1-1-86<br>大阪市中央卸売市場本場業務管理棟8階     |
| スポーツ部スポーツ課 | 大阪市福島区野田1-1-86<br>大阪市中央卸売市場本場業務管理棟9階     |
| 観光部観光課     | 大阪市福島区野田1-1-86<br>大阪市中央卸売市場本場業務管理棟12階    |
| 産業振興部企業支援課 | 大阪市中央区本町1-4-5<br>大阪市産業創造館2階              |

|                |                                         |
|----------------|-----------------------------------------|
| 立地推進部イノベーション担当 | 大阪市北区大深町3-1<br>グランフロント大阪7階（大阪イノベーションハブ） |
| 計量検査所          | 大阪市港区田中3-1-126 計量検査所                    |

(経済戦略局総務部総務課)

**大阪市公告第152号**

一般競争入札を執行するので、次のとおり公告する。

平成26年12月12日

大阪市長 橋 下 徹

## 1 契約担当

〒559-0034 大阪市住之江区南港北2丁目1番10号

ATCビル ITM棟6階

大阪市建設局総務部経理課

電話06-6615-7540

## 2 入札に付すべき事項

| 物件番号 | 売払物品                | 数量 |
|------|---------------------|----|
| ①    | 安田ほか2自転車保管所古自転車等-17 | 3山 |
| ②    | 南港ほか3自転車保管所古自転車等-17 | 4山 |

## 3 下見日時及び保管場所

|   | 下見日時                 |                   | 保管場所         | 所在地             |
|---|----------------------|-------------------|--------------|-----------------|
| ① | 平成27年<br>1月7日<br>(水) | 午前10時から<br>午後5時まで | 安田自転車保管所     | 鶴見区安田2丁目5番16号   |
|   |                      |                   | 大宮自転車保管所     | 旭区大宮1丁目1番32号    |
|   |                      |                   | 長吉北自転車保管所    | 平野区长吉出戸8丁目3番先   |
| ② | 平成27年<br>1月7日<br>(水) | 午前10時から<br>午後5時まで | 南港自転車保管所     | 住之江区南港東5丁目3番41号 |
|   |                      |                   | 西島自転車保管所     | 西淀川区西島1丁目2番付近   |
|   |                      |                   | 新木津川大橋自転車保管所 | 住之江区柴谷1丁目2番付近   |
|   |                      |                   | 北港自転車保管所     | 此花区北港2丁目1番付近    |



※ 下見を希望する場合は、下見日前日の正午までに、次の担当に電話連絡の上仕様書添付の「保管所下見予約票」をファクシミリにて送信すること（ただし、本市の休日を除く。）

建設局管理部自転車対策課

電話 06-6615-6684

F A X 06-6615-6577

#### 4 入札参加資格

(1) 平成26・27年度物品売払入札参加承認を受けていること

承認を受けていない場合は、契約管財局契約部契約課物品契約グループに本市物品売払入札参加申請を行うこと。ただし、平成27年1月6日（火）までに参加申請を行わない場合は、入札に参加することができない。

（参加申請に要する書類）

ア 物品売払入札参加申請書（誓約書・委任状）（本市様式）

イ 使用印鑑届（本市様式）

ウ 物品売払入札参加承認証（本市様式）

※ 平成26・27年度の物品売払入札参加申請要領は大阪市電子調達システム(<http://www.keiyaku.city.osaka.lg.jp/>)の資料・ご案内→不用品売払入札等のご案内→「平成26・27年度申請書」からダウンロードすること

エ 法人にあっては、登記事項全部証明書等の写し

オ 法人にあっては、法務局発行の印鑑証明書

個人にあっては、市区町村長発行の印鑑証明書

※ エ、オについては、発行後3ヶ月以内のもの

(2) 古物営業法（昭和24年法律第108号）に基づく、古物商許可証（行商する）を受けていること

#### 5 入札参加申込の受付期間及び受付場所

(1) 受付期間 本公告の日から平成27年1月6日（火）午後5時30分までの本市の休日を除く午前9時から午後5時30分まで（午後0時15分から午後1時までを除く。）

(2) 受付場所 上記1に同じ

#### 6 入札参加資格の審査等

(1) 5の受付時において、入札参加資格を審査し、資格を認めた者に対して入札書（物品買受申込書）を交付する。

資格審査は、4にある承認証等を確認することによるので、持参すること

(2) 物品売払入札参加承認証に記載される個人、代表者又は契約上の受任者以外の者（代理人）が入札する場合は、入札時に本人確認を行うので、17(2)にある本人確認書類を必ず持参すること

#### 7 仕様書の交付方法

本公告の日から入札日まで、大阪市ホームページにて交付する。また、上記1においても無償で交付する。

## 8 契約条項を示す場所

上記 1 に同じ

## 9 入札保証金

免除

## 10 契約保証金

契約金額の100分の10以上を指定期限（入札日当日）までに納付すること

ただし、契約金額の全額を即納する場合は免除する。

契約保証金は、債務の履行を完了した後に還付する。

## 11 入札執行場所

A T C ビル I T M 棟 6 階 大阪市建設局入札室

## 12 入札執行日時

① 平成27年1月8日（木） 午前10時

② 平成27年1月8日（木） 午前10時30分

## 13 入札の方法

(1) 入札書（物品買受申込書）には、取引に係る消費税及び地方消費税分を含む金額を記載すること。また、契約書・仕様書等の内容を十分確認した上で、入札すること

(2) 物品売払入札参加承認証に記載される個人、代表者又は契約上の受任者以外の者（代理人）が入札する場合は、必ず物品売払入札参加承認証に記載される個人又は代表者作成の委任状を添えて入札すること

## 14 入札に参加できない者

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当する者、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けている者及び大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者

## 15 入札の無効

大阪市契約規則（昭和39年大阪市規則第18号）第28条第1項各号のいずれかに該当する入札

（注1）開札後落札決定までに、物品買受申込者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、入札参加資格を有しない者のした入札とみなし無効とする。

## 16 落札者の決定

予定価格以上で最高の価格で有効な入札を行った者を落札者とする。

## 17 契約の決定、決定の無効

(1) 落札者について、本人確認を行い、本人確認ができない場合は、大阪市契約規則第32条第2項に該当するとして、契約の締結は行わない。

(2) 本人確認は、次の書類を提示する方法により行う。

ア 下記書類を1点提示すれば足りる場合

運転免許証、旅券、外国人登録証明書、写真付き住民基本台帳カード、船員手帳、海技免状、小型船舶操縦免許証、猟銃・空気銃所持許可証、戦傷病者手帳、宅地建物取引主任者証、電気工事士免状、無線従事者免

許証、認定電気工事従事者認定証、特殊電気工事資格者認定証、耐空検査員の証、航空従事者技能証明書、運航管理技能検定合格証明書、動力車操縦者運転免許証、教習資格認定証、警備業法（昭和47年法律第117号）第23条第4項に規定する合格証明書、身体障害者手帳、療育手帳、国又は地方公共団体の機関が発行した写真付き身分証明書、在留カード

イ 下記書類を複数提示する方法による場合

被保険者証（国民健康保険、健康保険、船員保険、介護保険、後期高齢者医療保険）、共済組合証、高齢受給者証、国民年金手帳、年金証書（国民年金、厚生年金保険、船員保険）、共済年金証書、恩給証書、写真の貼付のない住民基本台帳カード、法人が発行した身分証明書で写真付きのもの

18 その他

- (1) 10の契約保証金が指定期限までに納付できない場合、および契約金額の全額を即納できない場合は、大阪市契約規則第32条第3項の契約締結の手続を怠ったとして、落札の決定を無効とする。

また、落札者が入札日当日中に契約保証金、および契約金額の全額を納付したことを証する書類を持参しなかった場合も、落札の決定を無効とする。

- (2) 落札決定後契約締結までに、落札者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の締結を行わないものとする。

契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

- (3) 落札者は、契約締結までに、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく誓約書を提出すること。誓約書の提出がない場合は、大阪市契約規則第28条に該当するとして、その者に係る入札は無効とする。

（建設局総務部経理課）